

橋下市長は労働者・労働組合への攻撃をやめ、謝罪せよ

一方的な組合事務所退去通知に対し、大阪市労組が労働委員会に救済申立

橋下大阪市長による組合事務所退去期限とされた3月末を前に、大阪市労組は3月29日(木)、市による不当労働行為であり、その救済を府労働委員会に申し立てました。これは、3月14日に大阪市労組連と大阪市労組の連名で、組合事務所の「使用不許可の取消」を求めて大阪地裁に提訴した裁判に続くものです。

橋下市長は、当選直後より、一部労働組合の勤務時間中の選挙活動などが問題だとして、庁舎内の組合事務所の年度末までの退去を求めるとし、2月には憲法違反の「思想調査アンケート」を強行しました。世論の批判の前にこの思想調査は一旦は凍結されていますが、市長本人は問題は無いと開き直っています。今回の事務所退去通告はこれらと同様に、労働組合を敵視し、弱体化を狙ったものであり、断じて許せるものではありません。

大阪市労連と大阪市労組の組合事務所が本庁地下1階に貸与されたのは2007年7月からで、当時の「大阪市問題」と呼ばれた市当局と市労連

との癒着などの改善に向けた、市側の要請と労使協議によるものでした。そして、これまでの労使協議の結果、2011年度以降も事務所貸与の労使合意の上に確認書も交わしてきています。

市長発言がマスコミで繰り返し報道される中、市労組連と市労組は、管轄部局である市の総務局に何度も問い質しましたが、「当局は(事務所退去について)検討していない」の回答の繰り返しでした。

しかし、1月30日に突然、総務局長名で「組織改編で新たな業務スペースが必要」として4月以降は貸与しないという「退去通知」が出されました。市労組連・市労組は退去通知に記された理由が市長の言う「庁舎内での労働組合の政治活動」ではなく、しかも継続貸与の合意がある中で、一方的通知のみでは済まされないと、強く再検討を求め、また2月17日付で2012年度の使用許可申請を行いました。これに対して市当局は、誠意ある説明もなしに再度の退去通知と不許可通知を出してきています。

市労組連と市労組は、退去理由が正当であるな



らば、本庁舎以外のスペースをでも構わないことも明確にし、詳しい説明と代替案の提示、そして団体交渉を求めましたが、今日に至るまで、まともな説明も行わず交渉にも応じていません。

今回の事態は、わかりやすく言えば、アパートの賃貸契約があり、家賃もきちんと払っているのに、理由もあいまいなまま突然出ていけと、しかも次の家もなく放り出されるようなものです。事業所内労働組合への事務室貸与などの便宜供与は、労働者の団結権を保障するためのルールです。それを踏みにじる退去の強要は不当であり、断じて許せるものではありません。

このような事態の推移の中で、市労組連と市労組は幾度もの論議を重ねてきました。そして、組合事務所は必要であることから、4月1日以降についても、「これまで同様に通常通り使用する」意思を明らかにし、裁判に続き、労働委員会への救済申し立てを行いました。

市
労
組
は
府
労
委
へ
申
し
立
て
た



大阪労連は、橋下・維新の会のすすめる「教育基本条例案」「職員基本条例案」を許さない大阪連絡会に結集し、たたかいをすすめてきました。また、「労働者の権利侵害とたたかう闘争委員会」を設置し、労働組合の事務所を一方的に撤去しないこと、「思想調査アンケート」を完全に中止して集約データを廃棄し、謝罪すること、大阪市と市の労働組合との労使関係を正常化することを求め、当事者である大阪市労組連・大阪市労組はもちろん、大阪市に働く労働者を励ましながら、全労連



はじめ全国支援も受けてとりくんできています。

今後、市当局や市長本人がどのような対応をするかはわかりませんが、引き続き、労働者・国民にかけられた不当な攻撃をはね返していくために、全力でとりくみます。